口腔病理専門医研修指導医・口腔病理専門医研修指導責任者についての細則

平成 23 年 3 月 28 日制定、平成 24 年 4 月 1 日施行、平成 23 年 11 月 16 日一部改正）

１．口腔病理専門医制度規程４（４）に基づき、口腔病理専門医研修指導医・口腔病理専門医研修指導責任者についての細目を定める。

２．口腔病理専門医研修指導医

（１）口腔病理専門医で資格更新を１回以上行った者に、口腔病理専門医研修指導医申請資格を与える。

（２）病理専門医研修指導医に、口腔病理専門医研修指導医資格を与える。

（３）資格の申請

（イ）口腔病理専門医資格更新申請時に、希望者は申請を行う。なお、病理専門医研修指導医は口腔病理専門医研修指導を行う際に申請する。

（ロ）現在資格を有するもので、資格を希望しない者は申し出を行う。

（ハ）資格は病理学会に登録する。

（４）資格の更新

（イ）口腔病理専門医資格の更新と同時に行う。

（ロ）更新時に口腔病理専門医研修指導医資格の更新を希望しない者は申し出を行う。

（ハ）口腔病理専門医研修者指導を行う病理専門医研修指導医は、口腔病理専門医研修者の研修期間中は口腔病理専門医研修指導医とする。

3．口腔病理専門医研修指導責任者

（１）個々の口腔病理専門医研修者に対して、口腔病理専門医研修指導医資格を有する者が申請し、病理学会に登録する。

（２）研修の全期間を通じて研修内容および研修指導に責任を負う者で、口腔病理専門医であることが望ましい。ただし、複数の口腔病理専門医研修指導責任者が期間や分野を定めて担当することも認める。

（３）口腔病理専門医研修指導責任者の口腔病理専門医試験における役割

（イ）研修期間中に複数の口腔病理専門医研修指導責任者が分担した場合、原則として受験時の口腔病理専門医研修指導責任者が推薦状を提出する。

（ロ）口腔病理専門医研修指導責任者は、推薦内容に対する責任を持つ。

（ハ）推薦した受験者の受験申請書類に不備があった場合および試験で不正を行った場合には、口腔病理専門医研修指導責任者も責任を問われることがある。

4．この細則の改廃は、口腔病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

１．この細則は、平成23年3月28日制定し、平成24年4月1日から施行する。ただし、２（１）および３について、細則制定時の口腔病理専門医は、暫定的に口腔病理専門医研修指導医・口腔病理専門医研修指導責任者に申請することができる。